

剣淵町地域強靱化計画

令和2年9月

北海道剣淵町

はじめに	1
第1章 剣淵町地域強靱化の基本的考え方.....	2
I 国土強靱化と地域強靱化について	2
II 地域強靱化の理念.....	3
III 基本的な方針等.....	4
IV 計画の位置づけ.....	5
V 地域防災計画と国土強靱化地域計画.....	6
第2章 地域強靱化の推進目標	7
I 基本目標	7
II 事前に備えるべき目標	7
第3章 脆弱性評価	8
I 想定するリスク	8
II 剣淵町における主な自然災害リスク	8
III リスクシナリオ「起きてはならない最悪の事態」の設定	10
IV 評価の実施手順.....	11
V 評価結果	11
第4章 剣淵町地域強靱化のための施策プログラムの策定及び推進事業の設定 ...	26
I 施策プログラム策定の考え方	26
II 施策推進の指標となる目標値の設定.....	26
III 施策の重点化（重点化すべき施策項目の設定）	26
IV 施策重点化の考え方及び設定方法	27
V 剣淵町地域強靱化のための施策プログラムの策定及び推進事業一覧	28
第5章 計画の推進管理	47
I 計画の推進期間等	47
II 計画の推進方法.....	47
【別表】 剣淵町地域強靱化のための推進事業一覧	48

はじめに

明治30年(1897年)、天塩国上川郡に剣淵村、士別村、多寄村、上多寄村が設置され、明治32年(1899年)には屯田兵337戸が入地し、戸長役場が剣淵村に置かれました。大正4年(1915年)4月に現在の和寒町、昭和2年(1927年)10月に現在の士別市温根別町がそれぞれ分村し、昭和37年1月の町制施行を経て、今日の「剣淵町」の基盤が築かれました。

以来、先人たちが残した功績を受け継ぎ、豊かな大地と貴重な財産に感謝しながら、私たちは努力を怠ることなく、働き、学び、生活を営み、まちづくりを進めてきました。

しかし、そうしたまちづくりを進めるに当たり、災害の側面から本町を考えると、名寄盆地に属していることから内陸的気候の特徴を表しており、冬季は寒さが厳しく、夏季は30度以上の猛暑に見舞われ、まちの中央部を天塩川の支流・剣淵川が流れ、剣淵川流域の平地とその両側の丘陵地帯という特性から、常に水害の危険にさらされており、河川の氾濫や土砂災害が懸念されます。

こうした災害の発生と向き合い、その災害を予想し事前準備や対策を行い、さらには「自助」、「共助」、「公助」の取り組みが連携されることにより、減災や早期の災害復旧が可能となります。

剣淵町地域強靱化計画は、そうした本町のリスクに対して事前に備えるべき目標を定めて「強靱な地域」を創りあげるための計画です。

今後、大規模な災害が発生した際に十分な強靱性を発揮できるよう、本計画を基本として、災害に強い地域づくりに取り組むとともに、後の世代に誇れる豊かで安全・安心な地域を受け継いでいく計画です。

第1章 剣淵町地域強靱化の基本的考え方

I 国土強靱化と地域強靱化について

国は、2011年3月に発生した東日本大震災の教訓を踏まえ、2013年12月に「強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法（以下「基本法」という。）」を制定し、2014年6月には、基本法に基づく「国土強靱化基本計画」（以下「基本計画」という。）が閣議決定されました。

策定から5年が経過した2019年12月には、国土強靱化を取り巻く社会情勢の変化や策定後の災害から得られた知見などを反映した基本計画の見直しとともに、計画に位置づけた重点化すべきプログラム等を推進するための「防災・減災、国土強靱化のための3か年緊急対策」が閣議決定されました。

この基本法では、地方公共団体の責務として「第4条 地方公共団体は、（中略）国土強靱化に関し、（中略）地域の状況に応じた施策を総合的かつ計画的に策定し、及び実施する責務を有する」とされ、「第13条 都道府県又は市町村は、国土強靱化に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、（中略）国土強靱化に関する施策の推進に関する基本的な計画（以下「国土強靱化地域計画」という。）を、（中略）市町村の計画等の指針となるべきものとして定めることができる」とされています。

国土強靱化の理念として、大規模自然災害等への備えについて、予断を持たずに最悪の事態を念頭に置き、「防災」の範囲を超えて、まちづくり政策・産業政策も含めた総合的な対応を行っていく必要があることから、いかなる災害等が発生しようとも、

- ① 人命の保護が最大限図られること
- ② 国家及び社会の重要な機能が致命的な障害を受けず維持されること
- ③ 国民の財産及び公共施設に係る被害の最小化
- ④ 迅速な復旧復興

の4つを基本目標として、「強さ」と「しなやかさ」を持った安全・安心な国土・地域・経済社会の構築に向けた「国土強靱化」の推進が求められています。

本町では「総合計画」を最上位計画とし、施策を進めていますが、この「剣淵町地域強靱化計画」は、地域全般における国土強靱化に関する指針として位置づけ、強靱化を図るべき施策を進めるうえで、重視することとします。

また、本町では、地震や風水害といった災害を特定し、その災害ごとに万が一発生した場合の対応方法について「剣淵町地域防災計画」を策定していますが、この「剣淵町地域強靱化計画」は、あらゆる自然災害を見据え、どんなことが起ころうとも、最悪な事態に陥ることが避けられるように、強靱な行政機能や地域社会、地域経済

を事前につくりあげていこうとするもので、災害発生前にとるべき対策が主に位置づけられています。

そのほか、本町では分野ごとの個別計画（分野別計画）が策定されていますが、今回策定する「剣淵町地域強靱化計画」で示す指針に基づき、必要に応じて見直しを行うこととします。

Ⅱ 地域強靱化の理念

本町では、地理的・地形的な特性から多くの災害の発生が予想されます。

しかし、災害は、それを迎え撃つ社会の在り方によって被害の状況が大きく異なることから、平時から大規模災害に備えた地域づくりを行うことが重要です。また、東日本大震災から得られた教訓を踏まえれば、大規模災害への備えについて、個々の分野を超えて、総合的に対策をとっておくことが必要です。

本町において強靱化を進める意義は、大規模災害から町民の生命・財産を守り、本町の重要な社会経済機能を維持することにあります。そのため、大規模災害への対応を見据えつつ、産業、交通、エネルギーなど様々な分野で、平時から、機能の強化を図っておくことが重要です。そして、災害に強いまちづくりを各分野で幅広く進めることが、人口減少対策や地域活性化など本町が直面する平時の政策課題にも有効に作用することとなります。

剣淵町地域強靱化は、こうした見地から、町民をはじめ事業者等、剣淵町に関わる様々な主体や行政が一丸となって取り組む必要があります。

以上の考え方を踏まえ、本町における地域強靱化は、いかなる災害等が発生しようとも、

- ① 人命の保護が最大限図られること。
- ② 町及び地域の重要な機能が致命的な障害を受けず維持されること。
- ③ 町民の財産及び公共施設に係る被害を最小にとどめること。
- ④ 迅速に復旧復興がなされること。

を基本目標として、「強さ」と「しなやかさ」を持った安全・安心な地域社会の構築に向けた関連施策の推進に努めるものとしします。

Ⅲ 基本的な方針等

地域強靱化の理念を踏まえ、事前防災及び減災、その他迅速な復旧復興等に資する大規模災害等に備えた強靱な地域づくりについて、東日本大震災など過去の災害から得られた教訓を最大限に活用しつつ、次の方針等に基づき推進します。

なお、町民生活に影響を及ぼすものとして、自然災害のほかに大規模事故やテロ等も含めたあらゆる事象が想定されますが、国の基本計画が首都直下地震や南海トラフ地震など、広域な範囲に甚大な被害をもたらす大規模自然災害を対象としていることから、本計画においても、国と同様に大規模自然災害を対象として地域強靱化に向けた取組を総合的に推進することとします。

1 地域強靱化の取組姿勢

短期的な視点にとらわれず、時間管理概念を持ちつつ、長期的な視野を持って計画的に取り組むこと。

2 適切な施策の組み合わせ

ア 災害リスクから、町民の命を守り被害を最小限に抑えるため、本町の特性に合った、ハード対策とソフト対策を組み合わせ、効果的に施策を推進すること。

イ 地域における「自助」、「共助」及び「公助」を適切に組み合わせ、行政と町民が連携及び役割分担をして取り組むこと。

ウ 非常時に防災・減災等の効果を発揮するだけでなく、平時にも有効に活用される対策となるよう工夫すること。

3 効果的な施策の推進

ア 超少子・高齢型人口減少社会への対応、社会資本の老朽化等を踏まえるとともに、「計画行政の推進」と「健全財政の維持」を基本姿勢に、効率的な行財政運営による施策の持続的な実施に配慮して、施策の重点化を図ること。

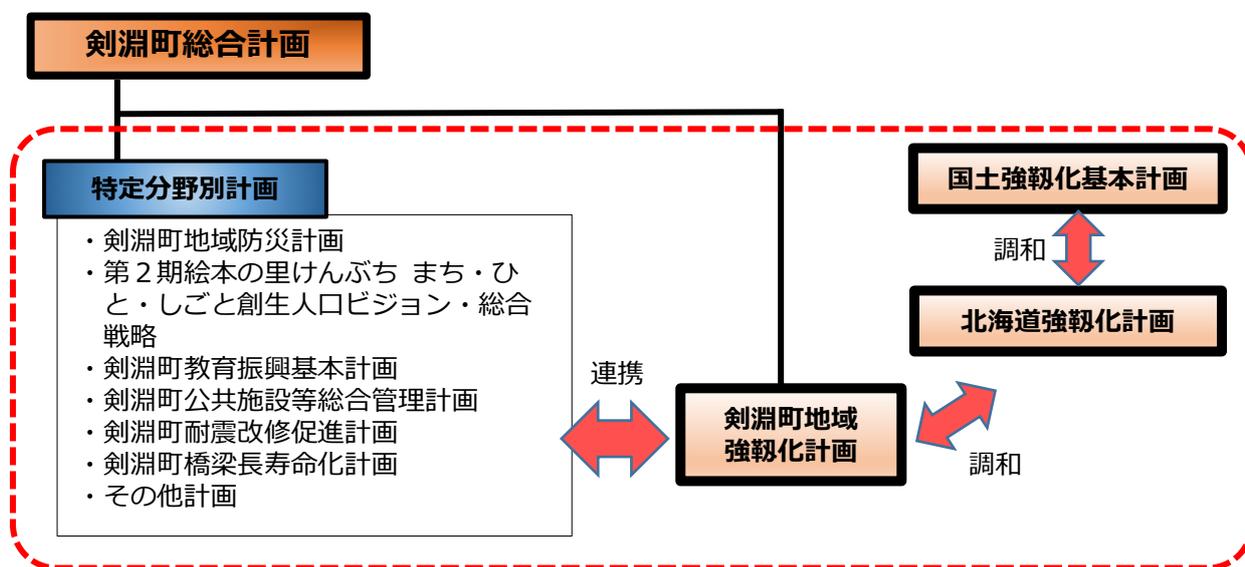
イ 既存の社会資本を有効活用することにより、費用を縮減しつつ効率的に施策を推進すること。

ウ 地域の特性に応じて、自然との共生、環境との調和及び景観の維持に配慮すること。

IV 計画の位置づけ

本計画は、基本法第13条に基づく国土強靱化地域計画として策定するものであり、国土強靱化に関係する部分について地方公共団体における様々な分野の計画等の指針となるものと位置づけられています。

このため、本町の総合計画や他の分野別計画と連携しながら、重点的・分野横断的に推進する計画として、防災計画や産業、医療、エネルギー、まちづくり、交通等の国土強靱化に関連する部分の施策と連携しながら、長期的な視点に立って一体的に推進します。



第2章 地域強靱化の推進目標

本町が地域強靱化を推進する上での目標を、国の基本計画の「基本目標」、「事前に備えるべき目標」に即し、本町の現状や災害の切迫性等に応じて次のように定めます。

I 基本目標

いかなる災害等が発生しようとも、

- 1 人命の保護が最大限図られること。
- 2 町及び社会の重要な機能が致命的な障害を受けず維持されること。
- 3 町民の財産及び公共施設に係る被害を最小にとどめること。
- 4 迅速な復旧復興がなされること。

II 事前に備えるべき目標

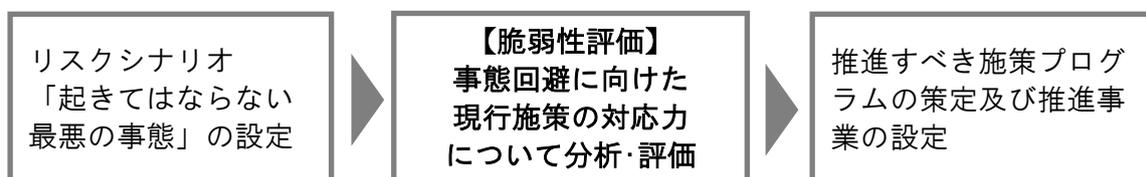
- 1 人命の保護
- 2 救助・救急活動等の迅速な実施
- 3 行政機能の確保
- 4 ライフラインの確保
- 5 経済活動の機能維持
- 6 二次災害の抑制
- 7 迅速な復旧・復興等

第3章 脆弱性評価

大規模災害等に対する脆弱性を分析・評価すること（以下「脆弱性評価」という。）は、地域強靱化に関する施策を策定し、効果的、効率的に推進していく上で必要不可欠なプロセスであり（基本法第9条第5項）、国の基本計画や北海道強靱化計画においても、脆弱性評価の結果を踏まえた施策の推進方策が示されています。

本町としても、本計画に掲げる剣淵町地域強靱化に関する施策の推進に必要な事項を明らかにするため、国が実施した評価手法や「国土強靱化地域計画策定ガイドライン」等を参考に、以下の枠組みにより脆弱性評価を実施しました。

【脆弱性評価を通じた施策検討の流れ】



I 想定するリスク

剣淵町地域強靱化の対象となるリスクは、国と同様に大規模自然災害を対象とします。また、大規模自然災害の範囲については、本町に甚大な被害をもたらすと想定される自然災害全般を対応すべきリスクの対象とします。

本計画で想定する主な自然災害リスクについて、過去の被害状況や被害想定など災害事象ごとの概略を以下に提示します。

II 剣淵町における主な自然災害リスク

1 地震

本町で過去50年間において、平成15年（2003年）9月26日の十勝沖地震、平成16年（2004年）12月14日の留萌支庁南部地震、平成30年（2018年）9月6日の胆振東部地震では震度4の揺れが観測されていますが、これまで地震による大きな被害が発生したとの記録はありません。

近年、日本各地で頻発・激甚化する地震災害は、本町においても決して例外ではありません。

2 風水害

本町は、まちの中央部を天塩川の支流・剣淵川が流れ、剣淵川流域の平地とその両側の丘陵地帯という特性から、常に水害の危険にさらされており、河川の氾濫や土砂災害が懸念されます。

本町で発生した近年の風水害では、平成 16 年（2004 年）9 月、平成 28 年（2016 年）8～9 月に、台風及び豪雨により大きな被害が発生しています。

平成 16 年（2004 年）9 月の台風 18 号の影響により北海道はかつて経験したことのない強風に襲われ、本町においても最大瞬間風速 38.7m を観測し、農作物や住宅、納屋などに約 5 億 8,970 万円の被害となりました。また、平成 28 年（2016 年）8～9 月には三つの台風上陸による水害・土砂災害が町内の広範囲で発生し、大きな被害を受けました。

しかし、近年、日本各地で気候変動による集中豪雨災害の頻発化・激甚化が想定されており、本町においても例外ではありません。

3 豪雪／暴風雪

本町は、寒冷多雪地域ではありますが、雪における災害は発生していません。

平成 30 年（2018 年）には積雪記録を更新し、194 cm を記録しましたが、日頃から独自の対応をとっており、大きな被害はありませんでした。

しかし、近年、大雪や吹雪による交通障害が増加しており、JR やバスの運休により利用者が移動手段を失うこともあり、雪害の影響を受けることが本町の脆弱性の一つと言えます。

屋根の雪下ろし作業中に死亡事故が発生するなど人的被害があるほか、家屋や農業施設の倒壊も想定されます。さらに着雪や暴風に伴う倒木による送電線の切断等により長期停電の発生、大雪に伴う通行障害による集落の孤立などが想定されます。

4 複合災害

本町は、地震、暴風、豪雨、豪雪など多様な自然災害のリスクを有しており、個々の災害事象に対応した取り組みをはじめ、これら災害が重なって発生する複合災害も想定しなければなりません。

Ⅲ リスクシナリオ「起きてはならない最悪の事態」の設定

国の基本計画や北海道強靱化計画で設定されている「事前に備えるべき目標」、及び「起きてはならない最悪の事態」をもとに、積雪寒冷など本町の地域特性等を踏まえるとともに、施策の重複などを勘案し、「最悪の事態」区分の整理・統合・絞り込み等を行い、本町の脆弱性評価の前提となるリスクシナリオとして、7つのカテゴリーと19の「起きてはならない最悪の事態」を設定しました。

【 リスクシナリオ 19の「起きてはならない最悪の事態」 】

カテゴリー		起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）
1	人命の保護	1-1 地震等による建築物等の大規模倒壊や火災に伴う死傷者の発生
		1-2 土砂災害による多数の死傷者の発生
		1-3 突発的又は広域かつ長期的な市街地等の浸水
		1-4 暴風雪及び豪雪による交通途絶等に伴う死傷者の発生
		1-5 積雪寒冷を想定した避難体制等の未整備による被害の拡大
		1-6 情報収集・伝達不備・途絶等による死傷者の拡大
2	救助・救急活動等の迅速な実施	2-1 被災地での食料・飲料水等、生命に関わる物資供給の長期停止
		2-2 消防、警察、自衛隊等の被災等による救助・救急活動の停滞
		2-3 被災地における医療・福祉機能等の麻痺
3	行政機能の確保	3-1 町内外における行政機能の大幅な低下
4	ライフラインの確保	4-1 エネルギー供給の停止
		4-2 食料の安定供給の停滞
		4-3 上下水道等の長期間にわたる機能停止
		4-4 町外との基幹交通及び地域交通ネットワークの機能停止
5	経済活動の機能維持	5-1 供給網の寸断や中枢機能の麻痺等による企業活動等の停滞
6	二次災害の抑制	6-1 農業用ため池の機能不全等による二次災害の発生
		6-2 農地・森林等の荒廃による被害の拡大
7	迅速な復旧・復興等	7-1 災害廃棄物の処理の停滞等による復旧・復興の大幅な遅れ
		7-2 復旧・復興等を担う人材の絶対的不足や地域コミュニティの崩壊

IV 評価の実施手順

前項で定めた19の「起きてはならない最悪の事態」ごとに、関連する現行の施策の推進状況や課題等を整理し、事態の回避に向けた現行施策の対応力について、分析・評価を行いました。

評価にあたっては、施策の進捗度や達成度を定量的に把握するため、現状の数値データを収集し、参考指標として活用しました。

V 評価結果

1 人命の保護

1-1 地震等による建築物等の大規模倒壊や火災に伴う死傷者の発生

(住宅、建築物等の耐震化)

【評価結果】

- 住宅・建築物等の耐震化率は、約6割(2019年)であり、一定の進捗がみられるが、法改正により一定規模の建築物に対する耐震診断が義務づけられたことなども踏まえ、国の支援制度等を有効活用し、耐震化の促進を図る必要がある。特に、民間の大規模建築物などについては、早急な耐震診断の実施や診断結果に基づく必要な耐震化整備を進める必要がある。
- 学校施設(100%(2009年、2011年))、医療施設(100%(2011年))、社会福祉施設(100%(2011年))、社会体育施設(100%(2011年))など不特定多数が集まる施設の耐震化は完了しているが、他施設では進捗途上であり、未完了の施設は災害時に避難場所や救護用施設として利用されることから、天井の脱落対策等も含め、耐震化を一層促進する必要がある。
- 観光施設や文化財(建築物)について、地震による喪失を防ぎ、近年急増する外国人を含む観光客等に対する安全を確保するため、耐震化を進める必要がある。

(建築物等の老朽化対策)

- 公共建築物の老朽化対策については、維持管理や保守、更新等、必要な取組を進めているが、今後、更新時期を迎える建築物が多数見込まれることから、個別施設ごとに策定した長寿命化計画に沿った維持管理等を適切に行う必要がある。
- 町営住宅の老朽化対策については、「剣淵町公営住宅等長寿命化計画」(2017年)に基づき、計画的な建替え、改善等を実施する必要がある。

(避難場所の指定・整備・普及啓発)

- 現在、指定緊急避難場所及び指定避難所が設定されているが、指定された避難所の整備の水準や収容人数、安全性、管理の水準など、その適切性について不断の見直しを行う必要がある。
- 災害時の速やかな避難所設置・円滑な運営に向けて、地域防災マスター等と連携を図り、避難所に必要な設備の整備を進めるとともに、避難所運営マニュアルの整備や厳冬期を想定した実践的な訓練の実施などにより、「自助」「共助」の取組が最大限発揮できるよう促すことが必要である。
- 高齢者、障がい者等の要配慮者の安全確保を図るために必要な福祉避難所についても、指定はしているものの、開設状況や避難方法に関して要配慮者への情報伝達体制の構築を進めるとともに、福祉避難所の対象者や位置づけ等に関し住民への普及啓発に取り組む必要がある。
- 災害時の避難場所として活用される公共建築物や備蓄倉庫等について、耐震改修なども含め整備が行われているが、引き続き地域の実情に応じた施設整備を促進する必要がある。

(緊急輸送道路等の整備)

- 救急救援活動等に必要な緊急輸送道路や避難路について、国や道と連携を図り整備を推進する必要がある。また、被災時において、避難や救助を円滑かつ迅速に行うため、緊急輸送道路等の無電柱化を推進する必要がある。

(その他)

- 火災の未然防止や被害低減を図るため、引き続き関係機関が連携した火災予防に関する啓発活動や防火設備の設置促進、危険物施設の安全確保などの取組を推進する必要がある。
- 地震による被害軽減施策を進めるため、国の断層モデルの設定状況を踏まえ検討を進める必要がある。

【指標（現状値）】

- ・住宅の耐震化率：62.4%（2019）
- ・公立小中高等学校の耐震化率：100%（2009、2011）
- ・医療施設の耐震化率：100%（2011）
- ・社会福祉施設の耐震化率：100%（2011）
- ・指定緊急避難場所及び指定避難所の指定数
指定緊急避難場所：26箇所（2016）、指定避難所：2箇所（2016）
- ・福祉避難所の指定数：1箇所（2016）

1-2 土砂災害による多数の死傷者の発生

【評価結果】

(警戒避難体制の整備等)

- 2020年現在、4箇所の土砂災害警戒区域が指定されている。土砂災害のおそれのある箇所は多数あることから、道の実施する基礎調査への協力により、指定を推進することが必要である。
- 指定済みの土砂災害警戒区域等については、警戒区域を記載したハザードマップを作成し、避難の実効性を高めるためのわかりやすい情報発信などを行うなど、警戒避難体制の整備を促進する必要がある。

【指標（現状値）】

- ・土砂災害警戒区域等の指定：指定（2020）
- ・ハザードマップの策定状況：未策定

1-3 突発的又は広域かつ長期的な市街地等の浸水

【評価結果】

(洪水・内水ハザードマップの作成)

- 堤防が決壊した場合の「洪水ハザードマップ」を作成・配布しているが、町民に対して周知の推進を図り、防災訓練の実施を検討する必要がある。
- 近年の大雨による浸水被害をきっかけに、大雨による浸水想定区域を示した「内水ハザードマップ」の必要性が高まっていることから、内水ハザードマップの作成を検討する必要がある。

(河川改修等の治水対策)

- 国、道、町それぞれの管理河川において、洪水を安全に流下させるための河道の掘削、築堤、護岸の整備などの治水対策を行ってきた。今後も近年大雨災害で被害を受けた河川や市街地を流れる河川等の改修を重点的に進めるなど、より一層効果的、効率的に整備を進める必要がある。
- 樋門・樋管、排水機場等の河川管理施設については、これまでに策定した計画等に基づき、老朽施設の補修等を計画的に行っているが、老朽施設が急増している状況にある。優先順位を考慮しつつ長寿命化対策を推進するなど、計画的な老朽化対策や施設の適切な維持管理が求められる。
- 近年、頻発するゲリラ豪雨などの大雨による内水浸水被害を軽減するため、排水ポンプ場などの下水道施設の整備を進める必要がある。

【指標（現状値）】

- ・洪水ハザードマップの策定状況：策定（2010）、改訂（2020）
- ・内水ハザードマップの策定状況：未策定

1-4 暴風雪及び豪雪による交通途絶等に伴う死傷者の発生**【評価結果】****（暴風雪時における道路管理体制）**

- 冬季異常気象時における道路管理手法を検討し、通行規制時には迅速な情報伝達に取り組むなど、適切な道路管理体制を強化する必要がある。

（除雪体制の確保）

- 豪雪等の異常気象時においては、関係機関と情報共有や相互連携を強化し、円滑な除雪体制の確保に努めている。除雪にかかる財政負担が大きく、除雪機械の老朽化も進んでいるが、異常気象時においても円滑に除雪が行われるように総合的な対策が必要である。

【指標（現状値）】

- ・道路点検における堆雪及び堆雪スペースの確保、除雪体制に関する道路の要対策箇所の対策率：100%（2019）

1-5 積雪寒冷を想定した避難体制等の未整備による被害の拡大**【評価結果】****（積雪寒冷を想定した避難所等の対策）**

- 積雪や低温など冬の厳しい自然条件を踏まえ、暖房器具の備蓄整備などを進めている。北海道胆振東部地震における大規模停電の発生を踏まえ、冬季防寒対策をより一層推進する必要がある。

【指標（現状値）】

- ・備蓄状況（2019）：毛布 117 枚、発電機 10 台、暖房器具 15 台

1-6 情報収集・伝達不備・途絶等による死傷者の拡大**【評価結果】**

(関係機関相互の連絡体制の整備及び情報の共有化)

- 防災情報に関する関係機関相互の情報共有、災害時における連絡体制の整備を行っているが、今後も被害の軽減や迅速な応急・救助活動につながるよう、情報共有や連絡体制を強化する必要がある。
- 迅速かつ円滑な災害対策を実施するため、監視カメラ画像、雨量・水位、通行止め情報をリアルタイムで共有できる防災情報共有システムについて、効果的な運用を図る必要がある。
- 防災気象情報や避難情報は、北海道防災情報システムとＬアラート（災害情報共有システム）と連動させた運用により、道と情報共有を図り、住民等へ伝達しているが、今後、より迅速で確実な情報伝達を行うためには、災害通信連絡訓練を行うなど、システムの操作方法等の習熟を図る必要がある。
- 災害時の行政間の通信回線を確保するため、北海道（本庁）と北海道出先機関及び本町とを結ぶ総合行政情報ネットワークについて、通信基盤の計画的な更新と停電時を想定した対策が必要である。
- 災害関連情報を確実に収集し、行政機関や警察・消防を含む関係機関と共有するために必要な情報基盤の整備を促進する必要がある。

(地域防災活動の推進)

- 「地域防災マスター制度」の活用などにより、自主防災組織の設立に取り組んでいるが、「地域防災マスター制度」の見直しなども含め、地域防災力の向上に向けた取組が必要である。

(住民等への情報伝達体制の強化)

- 災害時に住民が安全に避難できるよう、災害ごとの避難等の発令基準について住民へ周知を図ることが必要である。
- 災害情報の伝達に必要な防災行政無線のデジタル化、防災等に資する公衆無線ＬＡＮの整備を促進するとともに、北海道防災情報システムとＬアラート（災害情報共有システム）の連携強化、職員の操作力の向上などを図る必要がある。また、避難勧告等を住民に伝達する際、予期せぬトラブルにより障害が生じる事態を想定し、多様な方法で災害情報が伝達できる体制が必要である。
- 避難行動要支援者に関する情報を的確に把握するため、避難行動要支援者名簿の更新を定期的に行うことが必要である。また、国が改修を予定している国民保護法に基づく安否情報システムの有効活用も含め、災害時の安否情報を効果的に収集・提供するための体制を構築する必要がある。

(外国人、観光客、高齢者等の要配慮者対策)

- 災害発生時に、外国人や観光客に対して迅速かつ正確な情報提供、避難誘導等が行えるよう、多言語による災害情報の提供や相談窓口を強化するとともに、標識等への英語やピクトグラムの表記を進めることが必要である。

- 災害時に避難支援が必要な高齢者や障がい者については、避難行動要支援者名簿を作成している。災害時に町をはじめ自治会や自主防災組織など地域住民が名簿を活用して避難が進むよう体制の整備が必要である。

(冬季も含めた帰宅困難者対策)

- 災害時に公共交通機関の運行停止により発生する帰宅困難者、地域における移動手段困難者への対策が必要であり、積雪・低温などの冬の厳しい自然条件を踏まえ、一時待避所の確保とその周知が必要である。

(防災教育推進)

- 災害時に共助による救助活動が行えるよう、防災教育を通じた人材育成を推進する必要がある。
- 学校教育においては、防災教育啓発資料の配布や体験型防災教育などを通じ、学校関係者及び児童生徒の防災意識の向上に向けた取組を進めているが、今後、地域・学校の実情に応じた実践的な避難訓練の実施など、一層の効果的な取組を行う必要がある。

【指標（現状値）】

- ・避難行動要支援者避難支援計画の策定状況：策定（2016）
※剣淵町地域防災計画に掲載
- ・災害別の指定緊急避難場所設置状況：洪水・内水氾濫 16 箇所
崖崩れ・土石流・地滑り 4 箇所
地震 16 箇所
大規模火災 26 箇所
- ・ピクトグラムサインの設置状況：18 箇所
- ・防災士資格取得状況：1 名
- ・避難勧告等に係る具体的な発令基準の策定状況
⇒剣淵町地域防災計画の策定状況：策定（2009）
- ・防災訓練の実施回数：未実施

2 救助・救急活動等の迅速な実施

2-1 被災地での食料・飲料水等、生命に関わる物資供給の長期停止

【評価結果】

(支援物資の供給等に係る連携体制の整備)

- 地域防災計画に基づき、物資供給をはじめ医療、救助・救援など災害時の応急対策に必要な各分野において、道、町、民間企業・団体等がそれぞれの間で応援協定を締結している。災害時にこれらの協定の実効性を確保するためにも、対象業務の拡大など協定内容の見直しを適宜行うとともに、協定締結機関や団体、住民が参加する防災訓練など平時の活動を活発に行う必要がある。
- 東日本大震災や北海道胆振東部地震におけるNPOやボランティアの活動実態などを踏まえ、支援活動や関係機関と連携したボランティア等の受入態勢整備を促進する必要がある。
- 大規模な災害の発生に備え、復旧活動の拠点や救援物資輸送の中継拠点などについて、大規模災害における被害想定などを踏まえ、施設の役割や設置場所、既存公有施設の活用など施設整備のあり方について、防災関係機関等と連携のもと、多角的に検討する必要がある。

(非常用物資の備蓄促進)

- 家庭や企業等においては、最低3日分、可能であれば1週間分の食料や飲料水、生活必需品の備蓄や非常用電源を確保することが重要であることから、自発的な備蓄等を促進するため啓発活動に取り組む必要がある。
- 自治会や自主防災組織等においては、非常時に持ち出すには困難な物資について、備蓄方法を検討するなど、地域における備蓄体制を構築する必要がある。
- 財政負担への影響も踏まえつつ、非常用物資の備蓄体制の強化に向けた取組を促進するほか、要配慮者向け物資等の備蓄や支援物資に係る協定の重要性を周知するとともに、充実を図っていく必要がある。

【指標（現状値）】

- ・ 防災関係の協定件数（民間企業・団体、行政機関）：12件（2019）
- ・ 備蓄整備方針の策定状況：未策定

2-2 消防、警察、自衛隊等の被災等による救助・救急活動の停滞

【評価結果】

(合同訓練など関係行政機関の連携体制整備)

- 地域防災計画の推進や防災総合訓練など関係機関の連携を図っており、今後も防災訓練などの機会を通じ、消防、警察、自衛隊など関係機関相互の情報共有・連携体制を強化し、災害対応の実効性を高めていく必要がある。

(自衛隊体制の維持・拡充)

- 東日本大震災時には、陸上自衛隊北部方面隊から最大1万3千人(延べ83万

人)の人員が被災地に派遣されるなど、被災地支援に大きな役割を担ったところであり、近年、頻発・激甚化する町内外における大規模自然災害に備え、陸上自衛隊第2師団第2特科連隊との連携をさらに図る必要がある。

(消防活動等に不可欠な情報基盤、資機材の整備)

- 消防の災害対応能力強化のため、災害用資機材の更新、新規購入を図る必要がある。加えて消防団の装備の拡充について促進する必要がある。

【指標（現状値）】

- ・ 消防団員数：44人（2019）

2-3 被災地における医療・福祉機能等の麻痺

【評価結果】

(被災時の医療体制の強化)

- 災害時の医療確保のため、災害医療拠点となる町立診療所において、他機関との連携のもと、実災害を想定した実動訓練を効果的に実施する必要がある。
- 災害時の救命医療や被災地からの傷病者の受け入れなど災害拠点診療所の機能を町立診療所が担えるよう、応急用医療資機材などを整備する必要がある。

(災害時における福祉的支援)

- 福祉避難所等での必要な人材の確保を図るため、福祉関係団体や関係法人に広く協力を要請し、福祉避難所等への人的支援の促進を図る必要がある。

(防疫対策)

- 災害発生時においては、速やかな感染症予防対策が重要であり、また、災害時における感染症の発生やまん延を防止するには、避難所等における衛生管理に努めるとともに、平時から、定期の予防接種を対象者が適切に受けることができる体制を継続する必要がある。

【指標（現状値）】

- ・ 町立診療所における災害実動訓練：未実施
- ・ 町立診療所における応急用医療資機材の整備率：100%
- ・ 予防接種法に基づく予防接種（麻しん・風しんワクチン）の接種率（2019）：
1期100%、2期100%

3 行政機能の確保

3-1 町内外における行政機能の大幅な低下

【評価結果】

(災害対策本部機能の強化)

- 被災時における職員の参集範囲、対策本部の設置場所、庁舎被災時における代替場所など災害対策本部に係る具体的な運用事項を定める業務継続計画（BCP）を策定し、訓練などを通じ職員の参集や応援職員の受入体制、各班相互の連携、報道対応などを含めて効果的なフォローアップを行う必要がある。また、地域防災計画の見直しや業務継続計画の作成などを通じ、災害対策本部体制の機能強化、職員の災害対応能力の向上を図る必要がある。
- 消防団は、大規模災害時における住民の避難誘導や災害防御など地域において重要な役割を担っているが、団員の担い手不足が懸念されており、地域住民に消防団活動への理解と活動への参加促進を図る必要がある。
- 災害対応の拠点となる行政機関の施設については、非常用電源設備の整備と概ね 72 時間は非常用電源が稼働できる燃料備蓄が必要である。また、停電時には、被災者に対し庁舎等を開放し、電源の提供に努める必要がある。
- 防災拠点となる役場庁舎の耐震化は図られているが、大規模災害発生時においても、災害応急対応や復旧対応など防災拠点としての業務を継続するための機能強化を図る必要がある。

(行政の業務継続体制の整備)

- 災害発生時に行政サービス機能の低下を招かないよう必要最小限の人員を配置するなど、災害時における行政業務の継続体制を強化する必要がある。
- 災害発生時に停電等が起こった際、役場庁舎と町立診療所、健康福祉総合センターには自家発電が設置されているが、設置されていない施設にも、自家発電や外部電源接続装置の設置に向けた推進を図っていく必要がある。

(広域応援・受援体制の整備)

- 大規模災害が発生した際の災害応急体制の確保を図るため、「かみかわの絆 19～上川管内町村広域防災に関する決議」等を締結しているところであるが、協定等を効果的に運用するためには、自治体相互の応援・受援体制の構築を図る必要がある。

【指標（現状値）】

- ・災害対策本部を設置する庁舎の耐震化率：100%

4 ライフラインの確保

4-1 エネルギー供給の停止

【評価結果】

（多様なエネルギー資源の活用）

- 北海道胆振東部地震による大規模停電の教訓を踏まえ、系統電力が遮断された場合にも、自ら電気や熱をつくり利用することができる再生可能エネルギーの導入や多様なエネルギーの活用ができるよう、関連施策の検討を加速する必要がある。

（避難所等への石油燃料供給の確保）

- 災害時において緊急車両や避難所等に石油燃料供給を安定確保するため、上川北部石油業協同組合剣淵支部等との間で協定を締結しており、本協定等が災害時に有効に機能するよう、平時からの情報共有など連携強化を図る必要がある。

【指標（現状値）】

- ・再生可能エネルギーの導入状況：施設なし（2019）
- ・協定締結状況：上川北部石油業協同組合剣淵支部（2015）
北ひびき農業協同組合（2015）

4-2 食料の安定供給の停滞

【評価結果】

（食料生産基盤の整備）

- 本町の農業は高い食料供給力を持っており、大規模災害により、その生産基盤が打撃を受けた場合、食料需給に影響を及ぼすことが危惧される。こうした事態に備え、耐震化や老朽化対策などの防災・減災対策も含め、農地や農業水利施設等の生産基盤の整備を着実に推進する必要がある。

（農業の体質強化）

- 災害発生時を含め、食料の安定供給に将来にわたって貢献していくには、経営安定対策や担い手の育成確保、新たな技術の活用など、本町の農業の持続的な発展につながる取組を効果的に推進する必要がある。

（町産食料品の販路拡大）

- 大災害時において食料を安定的に供給するには、平時からの生産量の確保が

重要である。また、食の高付加価値化とブランド化などによる販路の開拓・拡大など、食関連産業のさらなる成長につながる取組を推進する必要がある。

【指標（現状値）】

- ・農家戸数：277戸（2019）
- ・耕作面積：5,653ha（2019）
- ・認定農業者への農地集積率：94.9%（2019）

4-3 上下水道等の長期間にわたる機能停止

【評価結果】

（水道施設の耐震化、老朽化対策等）

- 浄水場など水道施設の耐震化や老朽化対策などを計画的に進めているが、災害時に給水機能を確保するため、今後も、更新期を迎える施設については、今後の需要などを考慮しつつ、施設の更新や耐震化などを進める必要がある。

（水道施設の防災機能の強化）

- 水道施設が地震などにより被災した場合に備え、緊急時の給水拠点の確保を図るため、水道事業者における応急給水体制の整備を進め、防災機能の強化を図るとともに、災害対応を担う人材の育成を行う必要がある。

（下水道業務継続計画（BCP）の見直し）

- 本町における下水道BCPについて、国のBCPマニュアルの改訂に伴う見直しを進める必要がある。

（下水道施設等の耐震化、老朽化対策等）

- 下水道施設の耐震化や老朽化対策などを計画的に進めているが、災害時に下水道機能を確保するため、今後増大する老朽化施設の更新や耐震化などを進める必要がある。
- 農業集落排水施設については、最適整備構想（2020年）に基づく計画的な老朽化対策等を実施する必要がある。
- 浄化槽について、老朽化した単独浄化槽を災害に強い合併浄化槽へと転換を促進する必要がある。

【指標（現状値）】

- ・簡易水道普及率：76.0%（2019）

- ・汚水処理普及率：84.7%（2019）
- ・下水道BCPの策定状況：策定（2016）
- ・下水道施設ストックマネジメント計画を踏まえた長寿命化計画策定状況：策定（2017）

4-4 町外との基幹交通及び地域交通ネットワークの機能停止

【評価結果】

（高規格幹線道路を軸とした道路ネットワークの整備）

- 大災害時に、被災地からの避難や被災地への物資供給、救援救急活動などを迅速に行うには、広域交通の分断を回避し、防災拠点間を結ぶ移動の代替性を確保することが重要であり、高規格幹線道路と中心市街地をつなぐアクセス道路の整備のほか、地域間を連結する地域高規格道路や緊急輸送道路、避難路等のネットワーク化を進める必要がある。

（道路施設の防災対策、耐震化、老朽化対策）

- 落石や岩石崩落などの道路点検の結果に基づき、要対策箇所について、順次、対策工事を計画的に実施する必要がある。また、橋梁の耐震化についても、災害時に重要となる避難路上などの橋梁について、重点的に対策工事を実施し、計画的な整備を行う必要がある。
- 橋梁をはじめとした道路施設の老朽化対策については、「剣淵町橋梁長寿命化修繕計画」等に基づき、着実な整備を推進するとともに、その他の各道路施設についても、計画的な更新を含めた適切な維持管理を実施する必要がある。
- 農産物流通の向上など農業利用を目的に整備された農道・農道橋については、農山村地域の生活道路として一般道と同様の機能を担っていることから、機能保全対策を適切に推進する必要がある。

（鉄道施設の機能維持）

- 国、道、町、鉄道事業者との適切な役割分担のもと、持続的な鉄道網の確立に向けた取組を検討する必要がある。

（災害時における多様な交通手段の活用）

- 災害発生時に鉄道や自動車が利用できない時、自転車などの交通需要が急増することを考慮し、利用環境づくりを進める必要がある。

【指標（現状値）】

- ・橋梁の予防保全率：30.8%（2020）

- ・ 橋梁の点検率：100%（2016）
- ・ 橋梁長寿命化修繕計画の策定状況：策定（2018）

5 経済活動の機能維持

5-1 供給網の寸断や中枢機能の麻痺等による企業活動等の停滞

【評価結果】

（企業における事業継続体制の強化）

- 町内企業の事業継続計画（BCP）の策定を促進するため、国のガイドラインや各業種・業態に合わせた策定マニュアルについて普及啓発を図るとともに、関係機関と連携しながら、その策定を支援する必要がある。
- 商工会が町と共同で策定する「事業継続力強化支援計画」については、北海道のガイドラインを踏まえ、計画策定を促す必要がある。

【指標（現状値）】

- ・ 事業継続力強化支援事業の策定状況：未策定

6 二次災害の抑制

6-1 農業用ため池の機能不全等による二次災害の発生

【評価結果】

（農業用ため池の防災対策）

- 大規模地震や豪雨等を起因とした農業用ため池の決壊などによる二次災害を防止するため、農業用ため池の点検・診断結果に基づく必要な対策を推進する必要がある。
- 農業用ため池の決壊による被害を防止するため、ハザードマップの活用等を進める必要がある。

【指標（現状値）】

- ・ 農業用ため池の点検・診断の実施割合：100%（2019）
- ・ 農業用ため池のハザードマップの策定状況：100%（2020）

6-2 農地・森林等の荒廃による被害の拡大

【評価結果】

（森林の整備・保全）

- 本町の全面積の約3割を森林面積が占めており、大災害等に起因する森林の荒廃は、町全体の地域強靱化に大きな影響を与えることとなる。大雨や地震等の災害時に土石・土砂の流出や表層崩壊などの山地災害を防止するため、森林の多面的機能が持続されるよう、造林、間伐等の森林整備や林道等の路網整備を計画的に推進するとともに、エゾシカなど野生鳥獣による森林被害の防止対策を進める必要がある。

（農地・農業水利施設等の保全管理）

- 農地が持つ保水効果や土壌流出の防止効果など国土保全機能を維持するため、地域の共同活動等による農地・農業水利施設などの適正な維持管理を推進する必要がある。

【指標（現状値）】

- ・多様な樹種・林齢で構成された森林の造成面積：63.5ha（2019）
- ・町有林において多様な方法で更新する人工林の面積：0ha（2019）
- ・農地・農業用水利施設等の地域資源を保全管理する活動組織数：8団体（2019）

7 迅速な復旧・復興等

7-1 災害廃棄物の処理の停滞等による復旧・復興の大幅な遅れ

【評価結果】

（災害廃棄物処理計画の策定）

- 早期の復旧・復興の妨げとなる大量の災害廃棄物を迅速に処理するため、「災害廃棄物処理計画」を策定し、被災者側と支援者側の両面から広域的な視点に立った災害廃棄物の処理に関する体制を整備する必要がある。

【指標（現状値）】

- ・災害廃棄物処理計画の策定状況：未策定

7-2 復旧・復興等を担う人材の絶対的不足や地域コミュニティの崩壊

【評価結果】

（災害対応に不可欠な建設業との連携）

- 町と剣淵町建設業協会において、災害時における応急対策業務に関する協定を締結している。大規模災害の発生により、行政職員等の人員が極度に不足する場合にあっても、人命救助のための障害物の除去や道路交通の確保などの応急対策が迅速かつ効果的に行われるよう、建設業とのより一層の連携や専門的技術等の活用を図る必要がある。

（建設業の担い手確保）

- 減少する建設業就業者や技能労働者の確保に努めているが、公共投資の縮減等により、町内の建設業就業者のうち15～29歳の構成比は1割弱（2020年）と全国と比べても低い水準にある。災害時の復旧・復興はもとより今後対応が迫られる施設の老朽化対策などを着実に進めていくためにも、若年層を中心とした担い手確保対策に早急に取り組む必要がある。

（地域コミュニティ機能の維持・活性化）

- 地域資源を活用した都市と農村の交流等により地域コミュニティの維持・活性化を図る必要がある。
- 人口減少と高齢化に伴い生活機能の低下や移動手段の不足など問題が生じている集落については、集落機能の維持・確保に向けて、地域の実情に即した集落対策を実施する必要がある。

【指標（現状値）】

- ・町内建設業就業者における15～29歳の構成比：8.2%（2020）

第4章 剣淵町地域強靱化のための施策プログラムの策定及び推進事業の設定

I 施策プログラム策定の考え方

第3章に示した脆弱性評価の結果を踏まえ、剣淵町における強靱化施策の取組方針を示す「剣淵町地域強靱化のための施策プログラム」を策定します。

施策プログラムは、脆弱性評価において設定した「起きてはならない最悪の事態」を回避するため、本町はじめ国、道、民間それぞれの取組主体が適切な役割分担と連携のもとで行います。

また、取り組むべきリスク回避のために、施設の整備・耐震化、代替施設の確保など「ハード対策」だけでなく、情報・訓練・防災教育をはじめとした「ソフト対策」も含め、19の「起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）」ごとに示します。

II 施策推進の指標となる目標値の設定

施策推進にあたり、個別施策の進捗や実績を定量的に把握するため、可能な限り数値目標を設定します。

なお、本計画に掲載する目標値については、施策推進のための財源措置等が担保されていないことに加え、国や道が推進主体となる施策も数多くあることなどから、経年的な事業量等を積み上げた精緻な指標ではなく、施策推進に関わる国、道、町、民間等の各関係者が共有する「努力目標」と位置づけます。

また、計画策定後の状況変化等に機動的に対応するため、計画期間中においても、必要に応じ目標値の見直しや新たな設定を行います。

III 施策の重点化（重点化すべき施策項目の設定）

施策推進に必要な財源の制約があることから、本計画の実効性を確保するため、優先順位を考慮した施策の重点化を図る必要があります。

このため、施策プログラムの中から重点化すべき施策項目を設定します。この重点化すべき施策項目は、地域強靱化施策の重点化に関する大枠を示すものであり、毎年度の町予算編成や国や道への施策提案等にあたっては、施策の進捗状況や財政状況等を踏まえ、さらなる施策の重点化に努めることとします。

IV 施策重点化の考え方及び設定方法

国の基本計画では、45の「起きてはならない最悪の事態」ごとに事態回避のためのプログラムを策定し、その中から15の重点化すべきプログラムを選定しています。

本計画においては、国が設定した45の最悪の事態をもとに、本町の特性等を勘案し、19の事態に整理・統合・絞り込み等を行ったうえで、脆弱性評価を行い、施策プログラムを策定しています。

こうしたことから、改めて「起きてはならない最悪の事態」区分における重点化は実施せず、19の施策プログラムを構成する45の施策項目（施策プログラムの中で、関連施策を括弧書で括っている項目）を対象に、次に示す視点等に基づき、緊急性や優先度を総合的に判断し、30の重点化すべき施策項目を設定しました。

重点化の視点	説明
影響の大きさ	当該施策を講じない場合、大規模自然災害の発生時において、どの程度重大な影響を及ぼすか
施策の進捗	当該施策の進捗をこれまで以上に向上させる必要があるか
平時の効用	当該施策が大規模自然災害の発生時のみならず、平時においても有効に機能するものか

重点化すべき施策項目の推進にあたっては、関連する目標値の高度化や目標年次の前倒しも視野に、関連施策の着実な推進を図るものとします。また、目標値が設定されていない関連施策についても、これまでの経年的な施策進捗状況等を踏まえ、進捗度の上積みを目指すなど効果的な推進に努めます。

各施策項目を構成する個別施策の推進にあたっては、当該施策の進捗状況や各種災害に係る被害想定等の見直し状況、国が毎年度策定する「国土強靱化アクションプラン」等を踏まえ、機動的に対応する必要があり、本計画で施策を推進する中で適宜見直し、さらなる重点化を図っていきます。また、本町が主体の取組については、本計画に示す重点化の方向性を踏まえつつ、施策の進捗や財政状況に応じた施策展開に努めます。

施策推進に必要な各事業のうち、本町が主体となって実施する事業を設定し、個別の箇所・地区等については事業内容とともに別表に整理します。計画策定後の状況変化等に機動的に対応するため、計画期間中においても、必要に応じ推進事業の見直しや新たな設定を行います。

V 剣淵町地域強靱化のための施策プログラムの策定及び推進事業一覧

- ・ 脆弱性評価において設定した19の「起きてはならない最悪の事態」ごとに、事態回避に向け推進する施策プログラムを策定し掲載
- ・ 当該施策プログラムの推進に関わる取組主体（国、道、町、民間の4区分）を末尾に[]書きで記載
- ・ 当該施策プログラムがターゲットとする自然災害リスクの所在（道内または道外）を末尾に《 》書きで記載（* 道内災害、道外災害のいずれにも対応する施策（道内災害へ対応する施策が道外災害にも対応可能となる施策を含む）には、《道内・道外》と併記）
- ・ 重点化すべき施策項目については、各施策項目の末尾に**重点**と記載
- ・ 施策プログラムは複数の「最悪の事態」に対応するものも多くあるが、最も関わりのある「最悪の事態」に掲載することとし、再掲はしていない。

1 人命の保護

1-1 地震等による建築物等の大規模倒壊や火災に伴う死傷者の発生

（住宅・建築物等の耐震化）**重点**

- 「剣淵町耐震改修促進計画」（2008年）に定める住宅や建築物の耐震化目標の達成に向け、耐震改修に関する支援制度の周知や運用の改善などを図り、関係機関が連携したきめ細かな対策を実施し、耐震化を促進する。[国、道、町、民間]《道内》
- 近年急増する外国人を含む観光客に対する安全を確保するため、観光施設や文化財などの耐震化を促進する。[道、町、民間]《道内》
- 学校施設、医療施設、社会福祉施設など、多くの住民等が利用する公共施設等について、各施設管理者等による耐震化を促進する。[国、道、町、民間]《道内》

（建築物等の老朽化対策）**重点**

- 公共建築物等の老朽化対策について、各施設管理者が策定する個別施設ごとの長寿命化計画等に基づいて、計画的な維持管理や施設の更新を実施する。[国、道、町]《道内》
- 民間建築物の老朽化対策について、国の支援制度の活用などを通じ、既存建築物の不燃化や空き家の有効活用等の促進を図る。[国、道、町、民間]《道内》

(避難場所等の指定・整備・普及啓発) **重点**

- 災害対策基本法に基づいて指定される指定緊急避難場所や指定避難所について、整備の状況や収容人数、安全性、管理の状況など、その適切性を確保するため、不断の見直しを行うとともに、地域の実情に応じた避難所運営マニュアルを作成し、自主防災組織等の住民が主体となった運営体制の構築に向けた支援を実施する。[道、町]《道内》
- 高齢者、障がい者等の要配慮者の安全確保を図るため、福祉避難所の指定や機能整備を促進するとともに、住民等に対し福祉避難所に関する情報の周知に取り組む。[道、町、民間]《道内》
- 災害時の避難場所として活用される公共建築物や自治会館、備蓄倉庫等について、耐震改修なども含め地域の実情に応じた施設整備を計画的に促進する。[国、道、町]《道内》

(緊急輸送道路等の整備) **重点**

- 救急救援活動などに必要な市街地等における緊急輸送道路や避難路等について、無電柱化を含め計画的な整備を推進する。[国、道、町]《道内》

(防火対策・火災予防)

- 消防法令違反の是正や住宅用火災警報器設置による防火対策の強化とともに、火災予防運動を通じた啓発活動など火災予防の取組を促進する。[国、道、町]《道内》

《指 標》

住宅の耐震化率	62.4% (2019)	➡	95% (2024)
公立小中高等学校の耐震化率	100% (2011)	➡	100%を維持 (2024)
医療施設の耐震化率	100% (2011)	➡	100%を維持 (2024)
社会福祉施設の耐震化率	100% (2011)	➡	100%を維持 (2024)
緊急指定避難場所及び指定避難所の指定数			
緊急指定避難場所	26箇所 (2016)	➡	地域の実情に応じ増減
指定避難所	2箇所 (2016)	➡	地域の実情に応じ増減
福祉避難所の指定数	1箇所 (2016)	➡	地域の実情に応じ増減

《推進事業》

※末尾の【 】内は別表「剣淵町地域強靱化のための推進事業一覧」(P48～)で示した所管課名

道路維持管理事業【建設課】

単独地方道路整備事業【建設課】

自歩道整備促進事業【建設課】
 交通安全施設等整備事業【建設課】
 橋梁長寿命化修繕事業【建設課】
 橋梁点検事業【建設課】
 ハザードマップ作成事業【建設課】
 道路河川愛護事業【建設課】
 公営住宅整備事業【建設課】
 公営住宅個別改善事業【建設課】
 公営住宅維持管理事業【建設課】
 町有住宅個別改善事業【建設課】
 社会福祉施設改修等補助事業【健康福祉課】
 学校施設整備事業【教育課】
 社会体育施設等整備事業【教育課】

1-2 土砂災害による多数の死傷者の発生

(警戒避難体制の整備等) **重点**

- 道の実施する基礎調査の結果に基づき、適時ハザードマップを作成し、広報・ホームページ等で周知及びハザードマップに基づく防災訓練の実施を促進する。[国、道、町]《道内》

《指 標》

土砂災害警戒区域の指定	100% (2020)	➡ 必要に応じ追加 (2024)
急傾斜地及び土石流ハザードマップの策定状況	未策定 (2019)	➡ 策定予定 (2024)

《推進事業》

※末尾の【 】内は別表「剣淵町地域強靱化のための推進事業一覧」(P48～)で示した所管課名

森林環境保全整備事業【農林課】
 未来につなぐ森づくり推進事業費補助【農林課】
 農業用ため池保全管理事業【農林課】
 農業基盤整備事業【農林課】
 普通河川維持管理事業【建設課】

1-3 突発的又は広域かつ長期的な市街地等の浸水

(洪水・内水ハザードマップの作成) **重点**

- 洪水ハザードマップ作成の基礎資料となる浸水想定区域図について、河川整備の進捗状況等に応じた見直しを適時に実施し、洪水ハザードマップの改訂及

びハザードマップに基づく防災訓練等の実施を促進する。[国、道、町]《道内》

(河川改修等の治水対策) 重点

- 河道の掘削、築道、水路の整備などの治水対策について、近年の浸水被害等を勘案した重点的な整備を推進する。[国、道、町]《道内》
- 樋門・樋管、排水施設等の河川管理施設について、それぞれの必要な治水機能を確保するため、各施設の長寿命化計画等に基づき、施設の改良整備や老朽化施設の補修・更新を行うとともに、施設の維持管理を適切に実施する。[国、道、町]《道内》
- 下水道浸水被害軽減のため、近年の内水による浸水被害状況等を勘案し、排水ポンプ場、可搬式排水ポンプなどの計画的な整備を推進する。[国、道、町]《道内》
- 中小河川等における水防災意識社会の再構築に向け、国、道、町、気象台などの関係機関で構成する「天塩川上流減災対策協議会」において、ハード対策とソフト対策を一体的、計画的に推進するための仕組みを検討する。[国、道、町]《道内》

《指 標》

洪水ハザードマップの策定状況	改訂(2020)	⇒	必要に応じ改訂(2024)
内水ハザードマップの策定状況	未策定(2020)	⇒	策定予定(2024)

《推進事業》

※末尾の【 】内は別表「剣淵町地域強靱化のための推進事業一覧」(P48～)で示した所管課名

- ハザードマップ作成事業【建設課】
- 普通河川維持管理事業【建設課】
- 剣淵浄化センター長寿命化(機械設備等更新)事業【建設課】
- 学校施設整備事業【教育課】
- 社会体育施設等整備事業【教育課】

1-4 暴風雪及び豪雪による交通途絶等に伴う死傷者の発生

(暴風雪時における道路管理体制の強化) 重要

- 暴風雪時において、通行規制等のリアルタイム情報を関係機関が迅速に共有し、地域住民や外国人を含む観光客等への情報伝達を円滑に実施するための体制強化を図るとともに、優先的に通行を確保する路線の設定や暴風雪に関する

平時からの意識啓発を推進する。[国、道、町]《道内》

- 道路防災総点検を踏まえた要対策箇所について、防雪柵や雪崩予防柵などの対策工を重点的に実施するとともに、気象条件の変化により新たな対策が必要な箇所等の把握に努めるなど、計画的な施設整備を推進する。[国、道、町]《道内》

(除雪体制の確保) **重要**

- 各道路管理者の管理水準に基づく適切な除排雪を推進するとともに、豪雪等の異常気象時に備え、道路管理者間の情報共有を図り、除雪車両や雪堆積場の迅速な確保など相互支援体制を強化する。また、冬期間の災害による被害の拡大を防ぐため、緊急輸送道路や避難路の除雪を強化する。[国、道、町]《道内》
- 将来的にも安定的な除雪体制の確保が図られるよう、除雪機械の計画的な更新、増強を図る。[国、道、町、民間]《道内》

《指 標》

道路点検における堆雪及び堆雪スペースの確保、除雪体制に関する道路の要対策箇所の対策率
100% (2019) → 100% (2024)

《推進事業》

※末尾の【 】内は別表「剣淵町地域強靱化のための推進事業一覧」(P48～)で示した所管課名

除雪対策事業【建設課】

除雪対策補助事業【建設課】

1-5 積雪寒冷を想定した避難体制等の未整備による被害の拡大

(積雪寒冷を想定した避難所等の対策)

- 災害時における帰宅困難者対策として、多様な媒体を通じ、気象情報、道路の通行止めや交通機関の運休状況、一時避難場所等に関する情報を迅速に周知する体制を強化する。[道、町、民間]《道内》
- 町が設置する避難所等における防寒対策として、民間事業者と連携して停電時でも安全に使用できる暖房器具や発電機、携帯用トイレなどの備蓄を促進する。[道、町、民間]《道内》
- 厳冬期特有のリスクを想定した避難訓練や避難所運営訓練、防災教育を通じた普及啓発を促進する。[道、町]《道内》

《指 標》

備蓄状況：毛布

117枚 (2019) → 必要に応じ追加 (2024)

発電機	10台（2019）	➡	必要に応じ追加（2024）
暖房器具	15台（2019）	➡	必要に応じ追加（2024）

《推進事業》

※末尾の【 】内は別表「剣淵町地域強靱化のための推進事業一覧」（P48～）で示した所管課名
地域防災対策事業【総務課】

1-6 情報収集・伝達の不備・途絶等による死傷者の拡大

（関係機関相互の連絡体制の整備及び情報の共有化）**重点**

- 災害情報に関する関係機関の情報共有と住民への迅速な情報提供を図るため、北海道防災情報システムの効果的な運用を図るとともに、関係機関から災害対策本部への連絡員の派遣など関係機関相互の連絡体制を強化する。[国、道、町、民間]《道内》
- 災害対策に必要な監視カメラ画像や雨量・水位、通行止め等に関する情報を関係機関がリアルタイムで共有する各種システムについて、一層の効果的な運用に向け、観測体制の充実と老朽機器の計画的な更新を推進する。[国、道、町]《道内》
- 災害時における行政機関の通信回線を確保するため、道と町を結ぶ総合行政情報ネットワークの停電時対策や計画的な更新、町における衛星携帯電話の整備を促進するなど、通信手段の多重化を促進する。[道、町]《道内》

（住民等への情報伝達体制の強化）**重点**

- 災害時に住民が安全な避難行動をとれるよう、国の避難勧告等に関するガイドラインの改定を踏まえた避難勧告等の判断・伝達マニュアルの見直しを行うとともに、町における各種災害に係る避難勧告等の発令基準の改定を促進する。[道、町]《道内》
- 住民等への災害情報の伝達に必要な防災行政無線の整備を促進するとともに、防災等に資する公衆無線LAN機能の整備、北海道防災情報システムとアラート（災害情報共有システム）の連携強化と職員の操作能力の向上、災害情報伝達手段の多重化を促進する。[国、道、町、民間]《道内》
- 国民保護法に基づく安否情報システムの有効活用を含め、災害時の安否情報を的確に収集し提供する体制を整備する。[国、道、町]《道内》

(外国人、観光客、高齢者等の要配慮者対策) **重点**

- 外国人への多言語支援を迅速かつ適切に行うため、対応マニュアルの作成や民間と連携した支援体制の検討等を進めるほか、外国人を含む観光客に対する災害情報の伝達体制を強化するため、災害時にはSNS等を利用した情報発信を行うとともに、ホテルなどの観光関連施設におけるソフト面の防災対策など、災害時における外国人や観光客の安全確保に向けた取組を推進する。
[国、道、町、民間]《道内》
- 災害時も含め外国人観光客等の移動の利便性を確保するため、道路案内標識への英語併記やピクトグラム表記を推進するとともに、観光地における案内表示等の多言語化を促進する。[国、道、町、民間]《道内》
- 要介護高齢者や障がい者など災害時の情報収集や避難等に支援が必要な方々に対し、それぞれの状況に応じた迅速で円滑な支援が可能となるよう、対象者名簿の作成と名簿を活用した地域住民の支援による避難体制の整備や安否の確認など、「共助」の最大限の発揮に向け、所要の対策を推進する。[国、道、町]《道内》

(帰宅困難者対策の推進) **重点**

- 災害時における帰宅困難者対策として、多様な媒体を通じ、気象情報、道路の通行止めや交通機関の運休状況、一時避難場所等に関する情報を迅速に周知する体制を強化するとともに、民間企業との連携による帰宅困難者支援の取組を促進する。[国、道、町、民間]《道内》

(地域防災活動、防災教育の推進) **重点**

- 「地域防災マスター制度」の見直しを含めた効果的な活用による地域防災に関する実践活動のリーダーの養成、自主防災組織の組織率の向上、教育施設等を活用した地域コミュニティの活性化など、地域防災力の強化に向けた取組を推進する。[道、町、民間]《道内》
- 防災教育を通じた「自助」の意識醸成に向け、各種教材の提供や多様な媒体を活用した情報発信を行うとともに、関係機関と連携・協働の促進を図る。[道、町、民間]《道内》
- 教育関係者や児童・生徒に対する防災意識の啓発、実践的な防災訓練の実施、体験型の防災教育など、学校における防災教育を推進する。[道、町]《道内》

《指 標》

避難行動要支援者避難支援計画の策定状況

策定(2016) → 必要に応じ改訂(2024)

指定避難所及び福祉避難所、避難所ピクトグラムサインの設置状況

指定避難所	2箇所(2016)	⇒ 地域の実情に応じ増減(2024)
福祉避難所	1箇所(2016)	⇒ 地域の実情に応じ増減(2024)
ピクトグラムサイン	18箇所(2017)	⇒ 地域の実情に応じ増減(2024)
防災士の資格取得状況	町民1名(2014)	⇒ 町民5名(2024)
地域防災計画の策定状況	策定(2009)	⇒ 必要に応じ改訂(2024)
防災訓練の実施回数	未実施(2019)	⇒ 年1回実施(2024)

《推進事業》

※末尾の【 】内は別表「剣淵町地域強靱化のための推進事業一覧」(P48～)で示した所管課名

通信管理費【総務課】

情報通信基盤整備事業【総務課】

地域防災対策事業【総務課】

観光推進事業【町づくり観光課】

道の駅維持管理事業【町づくり観光課】

道の駅災害対応力強化事業【町づくり観光課】

2 救助・救急活動等の迅速な実施

2-1 被災地での食料・飲料水等、生命に関わる物資供給の長期停止

(物資供給等に係る連携体制の整備) **重点**

- 物資供給をはじめ医療、救助・救援、帰宅支援など災害時の応急対策を迅速かつ円滑に行うため、道、町、民間企業・団体等との間で締結している応援協定について、こうした協定に基づく防災訓練に住民の参加も加えるなど平時の活動を促進し、その実効性を確保するとともに、対象業務の拡大など協定内容の見直しを適宜実施する。[道、町、民間]《道内・道外》
- 「かみかわの絆 19～上川管内町村広域防災に関する決議(2014年)」に基づき、災害時の連携も含め地域間交流を深めるための取組を促進する。[町]《道内》
- NPOやボランティアによる被災地支援活動の一層の充実に向け、行政、社協、ボランティア支援団体等との連携により、NPOやボランティアの受入体制の整備、社会福祉協議会を中心とした災害ボランティアの育成を支援(防災に関する専門的なボランティアの育成等を促進)するとともに、3者間で被災地での対応状況や課題についての情報共有を図る。[道、町、民間]《道内》
- 大規模災害時における救援物資の輸送や復旧活動等に関する拠点機能を担うことが期待される防災拠点について、被害想定などを踏まえ、施設の役割や設置場所、既存公有施設の活用など、そのあり方を多角的に検討する。[道、

町、民間]《道内・道外》

(非常用物資の備蓄促進) 重点

- 大規模災害時において応急物資の供給・調達対応を図るため、備蓄整備方針を策定し、物資調達等の体制整備に取り組む。[道、町]《道内》
- 地域づくり総合交付金などの活用や民間事業者等との協定などを通じ、要配慮者向けも含めた非常用物資の備蓄体制の強化に向けた取り組む。[道、町]《道内》
- 家庭や企業等における備蓄について、最低3日間、可能であれば1週間分の食料や飲料水、生活必需品の備蓄や非常用電源の確保が重要であり、SNS等を活用するなど、北海道及び町による啓発活動を強化し、各当事者の自発的な取り組みを促進する。[道、町、民間]《道内》
- 自治会や自主防災組織等において、非常時に持ち出すには困難な物資の備蓄方法を検討するなど、地域における備蓄体制の構築を促進する。[町]《道内》

《指 標》

防災関係の協定件数	12件	⇒	必要に応じ締結(2024)
備蓄整備方針の策定状況	未策定	⇒	策定予定(2024)
社会福祉協議会の災害ボランティア育成	未実施	⇒	実施予定(2024)

《推進事業》

※末尾の【 】内は別表「剣淵町地域強靱化のための推進事業一覧」(P48～)で示した所管課名
地域防災対策事業【総務課】
災害ボランティアセンター運営活性化等事業費補助【健康福祉課】

2-2 消防、警察、自衛隊等の被災等による救助・救急活動の停滞

(防災訓練等による救助・救急活動の強化) 重点

- 剣淵町防災訓練をはじめ、各種防災訓練を通じ、消防、警察、自衛隊など関係機関相互の連携を強化し、救助・救急活動に係る災害対応の実効性を確保する。[国、道、町、民間]《道内・道外》
- 消防団員の確保を円滑に進め、潜在的な入団希望者の入団を促進するため、消防団に対する理解を向上させる広報活動を推進する。[町]《道内》
- 消防職員、消防団員の災害対応能力の強化に向け、恒常的な訓練、組織間の合同訓練等の充実を図るとともに、効果的な訓練環境の整備に向けた取組を推進する。[町]《道内》

(自衛隊体制の維持・拡充)

- 大規模自然災害において、救助・救急活動の中心として大きな役割が期待される自衛隊について、配備されている部隊、装備、人員の維持・拡充に向け、関係機関が連携した取組を推進する。[国、道、町]《道内・道外》

(消防活動等に要する情報基盤、資機材の整備)

- 防災関係機関の災害対応能力の強化に向け、災害関連情報を迅速、的確に収集し、消防機関における災害用資機材等の更新・配備を計画的に行う。[国、道、町]《道内》

《指 標》 消防団員数

44 人 (2019) → 45 人 (2024)

《推進事業》

※末尾の【 】内は別表「剣淵町地域強靱化のための推進事業一覧」(P48～)で示した所管課名
地域防災対策事業【総務課】
消防施設整備事業【総務課】

2-3 被災地における医療・福祉機能等の麻痺

(被災時の医療体制の強化)

- 町立診療所(医療班)の災害対応力の向上を図るため、関係機関との連携のもと、具体的な災害を想定した実動訓練の実施を検討する。[国、道、町、民間]《道内・道外》
- 町立診療所における災害時の救命医療、重篤患者の受け入れなどの機能を確保するため、応急用医療資機材の整備を促進する。[町]《道内》

(災害時における福祉的支援) **重点**

- 災害発生時に、自力避難の困難な高齢者や障がい者等が入所する社会福祉施設等の入所者の避難先確保や被災施設への人的・物理的支援を円滑に実施できる体制の充実を図る。[道、町、民間]《道内》

(防疫対策)

- 災害時における感染症の発生や拡大を防ぐためのソーシャルディスタンスを保ちつつ、消毒、駆除等を速やかに行う体制を整備するとともに、定期的な

予防接種の実施や避難場所における汚水対策など、災害時の防疫対策を推進する。[町]《道内》

《指 標》

町立診療所における災害実動訓練	未実施（2019）	⇒	年1回実施（2024）
町立診療所における応急用医療資機材の整備率	100%（2019）	⇒	100%を維持（2024）
予防接種法に基づく予防接種（麻しん・風しんワクチン）の接種率			
1期	100%（2019）	⇒	100%を維持（2024）
2期	100%（2019）	⇒	100%を維持（2024）

《推進事業》

※末尾の【 】内は別表「剣淵町地域強靱化のための推進事業一覧」（P48～）で示した所管課名
災害福祉支援ネットワーク構築事業【健康福祉課】

3 行政機能の確保

3-1 町内外における行政機能の大幅な低下

（災害対策本部機能等の強化）**重点**

- 災害対策本部の機能強化に向け、定期的な実働訓練などを通じ、職員の参集範囲や各班の業務内容、情報の収集・集約体制・連携方法などを検証し、必要に応じ見直しを行う。併せて、本部機能の運用に必要な資機材の整備、食料など非常用備蓄を計画的に推進する。[町]《道内》
- 災害対策本部の機能強化に向け、地域防災計画の見直し、地域防災マネージャー制度の活用などによる職員の災害対応能力の向上、本部機能の維持に必要な資機材の整備を促進する。また、地域防災の中核的な存在として、災害時の消火活動や水防活動、住民の避難誘導や災害防御に重要な役割を担う消防団の機能強化を促進する。[国、道、町]《道内》
- 災害時の防災拠点として災害対策本部機能の維持確保に不可欠な役場庁舎や消防庁舎等、行政施設の耐震化及び非常用電源設備の整備を促進するとともに、概ね72時間は非常用電源が稼働できるよう十分な燃料の備蓄を促進する。また、停電時には、外国人観光客を含む被災者に対し庁舎等を開放するなど電源の提供に努める。[国、道、町]《道内》

（行政の業務継続体制の整備）**重点**

- 災害発生時に行政サービス機能の低下を招かないよう必要最小限の人員を配置するなど、災害時における行政業務の継続体制を確保する。[道、町]《道内》
- 災害時における行政情報システム機能の維持・継続を図るため、情報システムの機能維持のための取組を促進する。[道、町]《道内》

(広域応援・受援体制の整備) **重点**

- 町内外の大規模災害における広域的な支援体制の強化に向け、応援協定の枠組みに沿って、町外自治体との広域応援・受援体制の構築を図る。[町]《道内・道外》

《指 標》

役場庁舎の耐震化率

100% (2019) → 100%を維持 (2024)
*2018の全国平均値 81.2%

《推進事業》

※末尾の【 】内は別表「剣淵町地域強靱化のための推進事業一覧」(P48～)で示した所管課名

地域防災対策事業【総務課】

庁舎等営繕【総務課】

4 ライフラインの確保

4-1 エネルギー供給の停止

(再生可能エネルギーの導入)

- 本町における再生可能エネルギーの導入に向け、エネルギーの地産地消、エネルギー関連の実証・開発プロジェクトの誘致など、関連施策を総合的に検討する。[国、道、町、民間]《道内・道外》

(石油燃料供給の確保)

- 上川北部石油業協同組合剣淵支部等と締結している協定に基づき、災害時の救助・救急・災害復旧活動等に必要な車両や施設、避難所等に石油燃料が安定的に確保されるよう、協定者間による平時からの情報共有や連携を促進する。[国、道、町、民間]《道内・道外》

《指 標》		
再生可能エネルギーの導入状況	0 施設	➡ 1 施設 (2024)
石油燃料供給関係協定締結の状況	2 件	➡ 現件数の維持 (2024)

《推進事業》
 ※末尾の【 】内は別表「剣淵町地域強靱化のための推進事業一覧」(P48～)で示した所管課名
 地域防災対策事業【総務課】

4-2 食料の安定供給の停滞

(食料生産基盤の整備) **重点**

- 本町の農業が、いかなる事態においても安定した食料供給機能を維持できるよう、耐震化などの防災・減災対策を含め、農地や農業水利施設等の生産基盤の整備を着実に推進する。[国、道、町]《道内・道外》
- 本町の農業の生産力を確保するため、経営安定対策や担い手確保対策、主要農作物等の種子の安定供給、ロボット、AI、IoTの活用など持続的な農業経営に資する取組を推進する。[国、道、町]《道内・道外》

(町産食料品の販路拡大) **重点**

- 大災害時における食料の安定供給に対応するためには、平時から十分な生産量を確保することが必要であることから、食のブランド化や高付加価値化に向けた取組等を通じ、農産物や加工食品の販路拡大を推進する。[国、道、町、民間]《道内・道外》

(農産物の産地備蓄の推進) **重点**

- 平時における農産物の安定供給に加え、大規模災害時においても農産物の円滑な供給に資する取組を推進する。[国、道、町、民間]《道内・道外》

《指 標》		
農家戸数	277 戸 (2019)	➡ 現戸数を維持 (2024)
耕作面積	5,653ha (2019)	➡ 現面積を維持 (2024)
認定農業者への農地集積率	94.9% (2019)	➡ 現集積率を維持 (2024)

《推進事業》

※末尾の【 】内は別表「剣淵町地域強靱化のための推進事業一覧」(P48～)で示した所管課名

中山間地域等直接支払交付金【農林課】

経営所得安定対策等推進事業【農林課】

農業ブランド化推進事業【農林課】

4-3 上下水道等の長期間にわたる機能停止

(水道施設等の防災対策) **重点**

- 災害時においても給水機能を確保するため、配水池、配水管、貯留施設、浄水場など水道施設の耐震化や基幹管路の多重化などに加え、今後の水需要などを考慮した施設の更新や維持管理などの老朽化対策を促進する。[国、道、町]《道内》
- 災害時における水道施設の機能不全に備え、緊急時給水拠点の確保や給水訓練の実施など、応急給水体制の整備を促進するとともに関係団体と締結した協定等に基づき、復旧支援等を実施する。また、水道関連団体等との連携による研修等を通じ、災害対応を担う人材の育成を行う。[国、道、町]《道内》

(下水道施設等の防災対策) **重点**

- 災害時に備えた下水道のBCPについては、国の策定マニュアルの改定に伴う見直しを進めるとともに、下水道施設等の耐震化、長寿命化計画等に基づく老朽化対策を計画的に行う。[国、道、町]《道内》
- 単独浄化槽から災害に強い合併処理浄化槽への転換を促進する。[国、道、町]《道内》

《指 標》

簡易水道普及率	76.0% (2019)	⇒	80% (2024)
汚水処理普及率	84.7% (2019)	⇒	90% (2024)
下水道BCPの策定状況	策定 (2016)	⇒	必要に応じ改訂 (2024)
下水道施設ストックマネジメント計画を踏まえた長寿命化計画策定状況	策定 (2017)	⇒	必要に応じ改訂 (2024)

《推進事業》

※末尾の【 】内は別表「剣淵町地域強靱化のための推進事業一覧」（P48～）で示した所管課名

剣淵浄化センター長寿命化（機械設備等更新）事業【建設課】

合併処理浄化槽設置補助事業【建設課】

水洗便所改造等補助事業【建設課】

簡易水道事業【建設課】

飲料水供給事業補助事業【建設課】

検満量水器取替事業【建設課】

4-4 町外との基幹交通及び地域交通ネットワークの機能停止

（交通ネットワークの整備）**重点**

- 災害時における広域交通の分断を回避するため、高規格幹線道路と中心市街地を連結するアクセス道路の整備をはじめ、地域高規格道路や緊急輸送道路、避難路等の整備を計画的に推進する。[国、道、町]《道内・道外》

（道路施設の防災対策等）**重点**

- 道路防災総点検の結果を踏まえ、落石や岩石崩落など要対策箇所への対策工事について路線の重要性を勘案するとともに、現地状況等の変化により新たな対策が必要な箇所等の把握に努めるなど、計画的な整備を推進する。[国、道、町]《道内》
- 橋梁の耐震化については、緊急輸送道路や避難路上にある橋梁への対策を優先するなど計画的な整備を推進する。また、橋梁をはじめとした道路施設の老朽化対策について、個別施設ごとの長寿命化計画等に基づき計画的な施設の点検・診断を行い、新技術の導入を検討するとともに、施設の適切な維持管理・更新等を実施する。[国、道、町]《道内》

（鉄道の機能維持・強化）**重点**

- 国、道、町、鉄道事業者との適切な役割分担のもと、持続的な鉄道網の確立に向け、必要な取組を進める。[国、道、町、民間]《道内》

（災害時における新たな交通手段の活用）

- 大規模災害でのガソリン不足や交通渋滞の発生等により、移動手段として自転車等の活用のメリットが再認識されていることから、災害時に利用可能な新たな

な交通手段の活用方法や被災状況の早期把握手法のあり方等について検討する。[国、道、町、民間]《道内》

《指 標》

橋梁の予防保全率	30.8% (2020)	➡	69.2% (2024)
橋梁の点検率	100% (2016)	➡	100%を維持 (2024)
橋梁長寿命化修繕計画の策定状況	策定 (2018)	➡	必要に応じ改訂 (2024)

《推進事業》

※末尾の【 】内は別表「剣淵町地域強靱化のための推進事業一覧」(P48～)で示した所管課名

地域公共交通促進事業【総務課】

道の駅維持管理事業【町づくり観光課】

道の駅災害対応力強化事業【町づくり観光課】

5 経済活動の機能維持

5-1 供給網の寸断や中枢機能の麻痺等による企業活動等の停滞

(企業の事業継続体制の強化)

- 大規模災害時において、町内企業の事業の停止による町民の生活への影響を避けるため、関係機関との連携により、町内企業等における事業推進体制の継続について、支援を推進する。また、商工会が町と共同で策定する「事業継続力強化支援計画」の策定を促進する。[国、道、町、民間]《道内》

《指 標》

事業継続力強化支援計画の策定状況	未策定	➡	策定予定 (2024)
------------------	-----	---	-------------

《推進事業》

※末尾の【 】内は別表「剣淵町地域強靱化のための推進事業一覧」(P48～)で示した所管課名

商工業振興対策事業【町づくり観光課】

6 二次災害の抑制

6-1 農業用ため池の機能不全等による二次災害の発生

(農業用ため池の防災対策)

- 大規模地震や豪雨等を起因とした農業用ため池の決壊などによる二次災害の防止に向け、対象となる農業用ため池の点検・診断を実施し、点検結果に基づく対策を推進するとともに、ハザードマップを活用した訓練等を促進する。
[国、道、町]《道内》
- 「農業用ため池の管理及び保全に関する法律」に基づき農業用ため池の所在や管理状況を適切に把握することにより、農業用水の供給機能を確保しつつ、決壊による被害防止に努める。[国、道、町]《道内》

《指 標》

農業用ため池の点検・診断の実施割合	100% (2019)	➡	100%を維持 (2024)
農業用ため池のハザードマップの策定	100% (2020)	➡	100%を維持 (2024)

《推進事業》

※末尾の【 】内は別表「剣淵町地域強靱化のための推進事業一覧」(P48～)で示した所管課名
農業用ため池保全管理事業【農林課】

6-2 農地・森林等の荒廃による被害の拡大

(森林の整備・保全) **重点**

- 大雨や地震等の災害時における土石・土砂の流出や表層崩壊などの山地被害を防止するため、造林、間伐等の森林整備や林道等の路網整備を計画的に推進する。[国、道、町、民間]《道内》
- エゾシカなど野生鳥獣による森林被害の防止対策を推進し、自然と共生した多様な森林づくりを進める。[国、道、町、民間]《道内》

(農地・農業水利施設等の保全管理)

- 農地が持つ保水効果や土壌流出の防止効果など国土保全機能を維持するため、地域の共同活動等による農地・農業水利施設等の地域資源の適正な保全管理を推進する。[国、道、町]《道内》

《指 標》

多様な樹種・林齢で構成された森林の造成面積

63.5ha (2019) → 現面積を維持 (2024)
町有林において多様な方法で更新する人工林の面積
0ha (2019) → 必要に応じ整備 (2024)
農地・農業用水利施設等の地域資源を保全管理する活動組織数
8団体 (2019) → 現団体数を維持 (2024)

《推進事業》

※末尾の【 】内は別表「剣淵町地域強靱化のための推進事業一覧」(P48～)で示した所管課名

- 多面的機能支払事業【農林課】
- エゾシカ対策推進事業【農林課】
- 森林環境保全整備事業【農林課】
- 未来につなぐ森づくり推進事業費補助【農林課】
- 農業基盤整備事業【農林課】
- 農業後継者対策【農林課】
- スマート農業推進事業【農林課】

7 迅速な復旧・復興等

7-1 災害廃棄物の処理の停滞等による復旧・復興の大幅な遅れ

(災害廃棄物の処理体制の整備)

- 早期の復旧・復興の妨げとなる災害廃棄物を迅速に処理するため、災害廃棄物処理計画の策定を促進するとともに、大規模自然災害時に備え、広域的な視点からの廃棄物処理体制を推進する。[国、道、町]《道内・道外》

《指 標》
災害廃棄物処理計画の策定状況 未策定 → 策定予定 (2024)

《推進事業》

※末尾の【 】内は別表「剣淵町地域強靱化のための推進事業一覧」(P48～)で示した所管課名
災害廃棄物処理計画策定事業【住民課】

7-2 復旧・復興等を担う人材の絶対的不足や地域コミュニティの崩壊

(災害対応に不可欠な建設業との連携)

- 災害発生時の人命救助のための障害物の除去、道路交通の確保、パトロールなどの応急対策を効果的に実施するため、専門的な技術を有し地域事情にも精通する建設業の効果的な活用を図るなど、災害時における行政と建設業との連携体制を強化する。[道、町、民間]《道内》
- 災害時の復旧・復興に加え、公共施設等の耐震化や老朽化対策、交通ネットワークの整備など平時における強靱化の推進に不可欠な建設業の振興に向け、若年者などの担い手の育成・確保や災害時に備えた事業継続計画の策定促進など、関係団体等と連携した取組を推進する。[国、道、町、民間]《道内》

(地域コミュニティ機能の維持・活性化)

- 災害時においても復旧・復興が迅速かつ円滑になされるよう、都市部に対し、集落対策の先進事例の紹介や多様な主体との交流・ネットワーク構築の場を提供することにより、集落機能の維持・確保を図る取組を実施する。また、地域ぐるみの農村ツーリズムの取り組みを推進することにより、農村地域の活性化を図る。[国、道、町]《道内》

《指 標》

町内建設就業者の年齢階層別構成比の 29 歳以下の就業割合

8.2% (2020) → 12% (2024)

集落対策を実施状況

実施済み (2019) → 集落対策の維持 (2024)

《推進事業》

※末尾の【 】内は別表「剣淵町地域強靱化のための推進事業一覧」(P48～)で示した所管課名
地域防災対策事業【総務課】

第5章 計画の推進管理

I 計画の推進期間等

計画期間は社会情勢の変化や「国土強靱化基本計画」及び「北海道強靱化計画」と調和を図る必要があることから、本計画の推進期間は5年間（令和2年度から令和6年度まで）とします。

また、本計画は、本町の他の分野別計画における国土強靱化に関する指針として位置づけるものであることから、国土強靱化に関連する分野別計画においては、それぞれの計画の見直し及び改定時期に併せ、所要の検討を行い、本計画との整合性を図っていきます。

II 計画の推進方法

1 施策毎の推進管理

本計画に掲げる施策の実効性を確保するためには、明確な責任体制のもとで施策毎の推進管理を行うことが必要であります。

このため、施策プログラムの推進にあたっては、庁内の所管課を中心に、国や北海道等との連携を図りながら、個別の施策毎の進捗状況や目標の達成状況などを継続的に検証し、効果的な施策の推進につなげていきます。

《 施策毎の推進管理に必要な事項 》

- ・ 当該施策に関する庁内の所管課、国の関係府省庁、道の関係部局
- ・ 計画期間における施策推進の工程
- ・ 当該施策の進捗状況及び推進上の問題点
- ・ 当該年度における予算措置状況
- ・ 当該施策の推進に必要な国の施策等に関する提案・要望事項

2 PDCAサイクルによる計画の着実な推進

計画の推進にあたっては、前項で示した各施策の進捗状況や目標の達成状況を踏まえ、施策プログラム全体の検証を行い、その結果を踏まえた予算化や国・北海道への政策提案を通じ、更なる施策推進につなげていくというPDCAサイクルを構築し、剣淵町地域強靱化のスパイラルアップを図っていきます。

【別表】 剣淵町地域強靱化のための推進事業一覧

- ・第4章の「剣淵町地域強靱化のための施策プログラムの策定及び推進事業一覧」において記載している推進事業の末尾には以下の所管課を記載。
- ・当該事業の事業実施主体を推進事業名の末尾に〔 〕書きで記載。
- ・当該事業が複数の小事業で構成されている場合には、事業概要の【 】内に小事業名を記載し、小事業ごとに事業概要を記載。

所管課名	推進事業名	事業概要	リスクシナリオ
総務課	通信管理費〔町〕	【庁舎情報ネットワーク改修事業】 防災拠点である庁舎の情報ネットワークを更新することで、多数が同時にWi-Fi等ネットワークを利用することができ、災害情報等をいち早く収集することができるよう整備。	1-6
	情報通信基盤整備事業〔町、その他〕	全町に光ファイバー網を整備することで、どの地域でも差がなくホームページ等から様々な情報を得ることができる。	1-6
	地域防災対策事業〔町〕	【防災会議運営】 剣淵町防災会議の開催。	2-2
		【防災訓練】 防災訓練等の実施。	1-5 1-6 2-1 2-2 4-1 7-2
		【デジタル防災行政無線整備事業】 デジタル防災行政無線を各戸に整備し、迅速で適切な情報等を提供。	1-6
		【地域防災力強化対策】 自助・共助・公助の役割分担による地域防災体制の構築、強化。	1-6 3-1
		【防災教育推進】 防災教育を担う人材の育成。	1-6 2-1
		【防災資機材整備】 避難所や災害応急業務等に必要な資機材等の備蓄。	1-5 1-6 2-1 3-1
	庁舎等営繕〔町〕	災害時の防災拠点となる庁舎の非常用電源設備等の整備。	3-1
	地域公共交通促進事業〔町〕	持続可能な鉄道網、バス路線、地域内で簡易に移動できる車両等の確立に向け、利用促進等の取組に要する経費の負担。	4-4
	消防施設整備事業〔町〕	【資機材の整備】 消防体制維持のため、計画的に消防車両や装備、機器、設備等の更新。 ・消防指令車更新事業 ・小型動力ポンプ付水槽車更新事業 ・消防車庫増築工事事業	2-2
町づくり観光課	商工業振興対策事業〔町〕	【商工業振興事業】 商工会の行う指導事業を通じて、小規模事業者の振興と安定を図るために補助金を交付。	5-1
		【新商品開発・販路開拓支援事業】 新たな商品やサービスの開発及び商品やサービスの販路開拓に対し、事業経費の一部を補助。	5-1
		【起業化支援事業】 新たに起業を目指す者に対し、事業経費の一部を補助。	5-1
		【商店街空き店舗活用支援事業】 空き店舗を活用して新たに商業活動を行う者に対し、予算の範囲内で空き店舗の改装に係る費用等の一部を補助。	5-1
		【中小企業特別融資、中小企業制度資金利子補給事業】 中小企業等の経営の安定と発展向上を図るため、融資を受けた中小企業者に対し、保証料と利子の一部を補助。	5-1
		【街並み景観整備推進事業】 明るい商店街として集客力を高め、商工業の活性化を図るための活動に対し、補助金を交付。	5-1
	観光推進事業〔町〕	町の魅力PR及び町内で開催するイベント等の支援。	1-6
道の駅維持管理事業〔町〕	道の駅絵本の里けんぶちの維持管理等を実施。	1-6 4-4	

所管課名	推進事業名	事業概要	リスクシナリオ
	道の駅災害対応力強化事業[町]	災害発生時に、地域住民の避難所としての活用や国道、高規格幹線道路等の通行者、観光客等の一時避難場所としての役割があることから、防災力を強化した施設として整備（創設、増築、増改築、大規模修繕、改築等）する。	1-6 4-4
農林課	中山間地域等直接支払交付金[その他]	中山間地域等において、農業生産条件の不利を補正するため、耕作放棄地の発生防止や機械・農作業の共同化等、将来に向けて農業生産活動を維持する剣淵集落の活動を支援。	4-2
	経営所得安定対策等推進事業[町、その他]	経営所得安定対策等の推進に必要な活動を行うとともに、剣淵町地域農業再生協議会が行う普及推進活動や要件確認等に必要となる経費を助成。	4-2
	多面的機能支払事業[その他]	農業・農村の有する多面的機能の維持・発揮を図るため、農地や水路など地域資源の適切な管理に組み込む町内各環境保全組合の共同活動を支援。	6-2
	エゾシカ対策推進事業[町、その他]	剣淵町鳥獣被害防止計画に基づき、個体数調査や剣淵町鳥獣被害防止対策協議会などの実施により、エゾシカ被害の低減を促進する。	6-2
	森林環境保全整備事業[町、森林組合等]	環境や木材資源供給等多面的機能を有する森林機能の持続化や林産業の維持、成長を図るため造林や間伐等の森林整備を推進する。	1-2 6-2
	未来につなぐ森づくり推進事業費補助[町、森林組合等]	民有林伐採後の確実な植林に対する支援を行い、森林資源や森林の持つ多面的機能の継続確保を図る。	1-2 6-2
	農業用ため池保全管理事業[道、町、土地改良区等]	農業用ため池の管理及び保全に関する法律に基づき、対象ため池の点検・診断を行い、ため池情報（データベース）を整備する。	1-2 6-1
	農業基盤整備事業[国、道、町、土地改良区等]	圃場整備、土地改良、農業用排水施設等の整備を行い、農業生産性の向上を図るとともに、災害に強い農村整備を進める。	1-2 6-2
	農業ブランド化推進事業[町、その他]	剣淵町農産物の特性を活かした有利販売や加工品づくりを推進し、町農業の発展と地域経済の活性化を図る。	4-2
	農業後継者対策[町]	新規就農者への奨励金や助成金等による支援を実施。就農に関する情報提供や相談を行うとともに、農業体験などで農業の魅力を知ってもらい、新規就農者の確保を図る。	6-2
	スマート農業推進事業[その他]	AI・ICTを活用した無人化による農業を推進し、農作業の安全性確保・省力化・効率化を図る。	6-2
建設課	道路維持管理事業[町]	損傷道路舗装や集水桝等の補修工事、排水路等の整備を行う。 町道舗装補修事業、町道緑石補修事業、町道区画線整備事業、町道横断管清掃事業、町道集水桝補修事業	1-1
	単独地方道路整備事業[町]	町道3線（1工区）舗装補修改修工事や実施測量設計を行う。	1-1
	自歩道整備促進事業[道]	道道温根別ビバカルウシ線（元町町道東3丁目～剣淵橋間）の自歩道整備の促進を図る。	1-1
	交通安全施設等整備事業[町]	区画線工事、標識設置工事、防護柵補修工事を行う。	1-1
	橋梁長寿命化修繕事業[町]	長寿命計画化に基づき橋梁点検結果を踏まえた修繕計画を策定し、補修設計委託業務及び修繕工事を実施。	1-1
	橋梁点検事業[道、町]	剣淵町管内橋梁（100橋）の点検業務（5年毎に近接目視）を行う。	1-1
	ハザードマップ作成事業[町]	洪水が生じた場合に、氾濫する危険性が高い区間における洪水浸水想定区域図、洪水氾濫危険区域図を作成する。	1-1 1-3
	普通河川維持管理事業[町]	河道の掘削、床さらい、築堤盛土、雑木伐採等の治水対策を実施する。 刈分川環境整備事業、8号川・4線川清掃事業、松井川法面浸食部整備事業、音無川環境整備事業	1-2 1-3
	道路河川愛護事業[町]	地域（自治会）の協力の下で、地域内の道路や河川清掃を通して、環境への啓発を進める。	1-1
	除雪対策事業[町]	町道の除排雪の実施、町道スノーポール補修事業	1-4
	除雪対策補助事業[町]	私道や宅地内の排雪作業を実施する個人又は法人に対し、経費の一部を助成し、冬期間の快適な生活環境の確保を図る。除排雪の支援を行う。 四町内大通り排雪事業補助事業、私道除雪助成事業、排雪支援事業	1-4
	公営住宅整備事業[町]	長寿命化計画に基づき老朽化した公営住宅ストックの計画的な建替えを実施する。	1-1
	公営住宅個別改善事業[町]	長寿命計画に基づき老朽化した公営住宅ストックの計画的な改善（3箇所給湯、高齢化対応、断熱改修工事等）を実施する。	1-1
	公営住宅維持管理事業[町]	公営住宅・町有住宅の維持管理・修繕を行う。	1-1
町有住宅個別改善事業[町]	既設教員住宅・町職員住宅の外壁・屋根・浴室等の改修を実施する。	1-1	

所管課名	推進事業名	事業概要	リスクシナリオ
	剣淵浄化センター長寿命化（機械設備等更新）事業[町]	公共下水道ストックマネジメント基本計画に基づき、機械・電気計装設備の計画的な更新を行う。	1-3 4-3
	合併処理浄化槽設置補助事業[町]	下水道区域外での生活排水を適正に処理し、健全な水環境を確保するとともに、災害に強い浄化槽の特徴を活かし、強靱なまちづくりに資する合併処理浄化槽の整備に対して補助を行い、設置の促進を図る。	4-3
	水洗便所改造等補助事業[町]	合併処理浄化槽を設置するため、既設の便所を水洗式に改造する工事に対して補助し、設置者の負担軽減を図る。	4-3
	簡易水道事業[町]	簡易水道事業の維持管理を行う。	4-3
	飲料水供給事業補助事業[町]	飲料水供給施設（水道組合）は、地域の飲料水を確保するために欠かせない施設である。施設・機械等の整備事業に対し、町から事業費の2分の1の補助を行い、水道事業の安定に努める。	4-3
	検流量水器取替事業[町]	設置後8年を経過する検流量水器の取替を行う。	4-3
健康福祉課	社会福祉施設改修等補助事業[その他]	社会福祉施設、老人保健施設等の整備（創設、増築、増改築、大規模修繕、改築等）に対する支援。	1-1
	災害ボランティアセンター運営活性化等事業費補助[その他]	災害発生時のボランティア活動が円滑に行われるよう、平常時から、関係機関との連絡体制の構築や人材育成の取組等を行うボランティアセンターを設立し、運営等に対し支援。	2-1
	災害福祉支援ネットワーク構築事業[町、その他]	災害時において、避難生活中における生活機能の低下等の防止等を図るため、官民共同による「災害福祉支援ネットワーク」を構築し、「災害派遣福祉チーム」による一般避難所における災害時要配慮者に対する福祉支援を実施。	2-3
住民課	災害廃棄物処理計画策定事業[町]	【災害廃棄物の処理体制の整備】 早期の復旧・復興の妨げとなる災害廃棄物を迅速に処理するため、災害廃棄物処理計画を策定し、広域的な視点からの廃棄物処理体制を推進する。	7-1
教育課	学校施設整備事業[町]	災害時の避難場所として活用される学校施設等、地域の実情に応じた施設整備が必要。 ・小学校施設整備事業 グラウンド暗渠等排水整備、校舎等改修 ・中学校施設整備事業 グラウンド暗渠等排水整備、校舎等改修 ・高等学校施設整備事業 グラウンド暗渠等排水整備	1-1 1-3
	社会体育施設等整備事業[町]	災害時の避難場所として活用される社会体育施設等、地域の実情に応じた施設整備が必要。 ・社会体育施設及び社会教育施設等改修	1-1 1-3